

補装具評価検討会開催要綱

1 趣旨

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第19項の規定に基づく補装具について、種目、名称、型式、額等の検討を行い、種目の採り入れの円滑化や価格の適正化に資すること等を目的として、補装具評価検討会(以下「検討会」という。)を開催する。

2 組織等

- (1) 検討会のメンバーは、検討事項に関連する学識経験者等のうちから、社会・援護局障害保健福祉部長が委嘱する。
- (2) 検討会は、次の表の上欄に掲げる名称とし、これらの検討事項は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	補装具第Ⅰ類評価検討会	補装具第Ⅱ類評価検討会
検討事項	<ol style="list-style-type: none">① 義肢装具等の、種目見直しや価格変更等に関すること。② 義肢、装具、座位保持装置の完成用部品の指定等についての審査。③ その他、義肢、装具に関すること。	<ol style="list-style-type: none">① 義肢装具以外の補装具(座位保持装置含む)の種目見直しや価格変更等に関すること。② その他、義肢装具以外の補装具に関すること。

- (3) 各検討会に座長を置き、互選によりこれを定める。また、座長は検討会の会務を総理する。

3 運営

- (1) 検討会の庶務は、国立身体障害者リハビリテーションセンター研究所の協力を得て、社会・援護局障害保健福祉部企画課地域生活支援室において行う。
- (2) 必要に応じ、適当と認められる有識者等を参考人として招致することができるものとする。

附則

この要綱は、平成18年11月8日から施行する。

補装具評価検討会メンバー

○ 補装具第Ⅰ類評価検討会

・検討事項：

- ① 義肢装具等の、種目見直しや価格変更等に関すること。
- ② 義肢、装具、座位保持装置の完成用部品の指定等についての審査（義肢装具等専門委員会の役割を継承）。
- ③ その他、義肢、装具に関すること。

（五十音順、敬称略）

メンバー（案）	役 職 名
あか い まさ み 赤 居 正 美	国立身体障害者リハビリテーションセンター病院 副病院長
い とう とし ゆき 伊 藤 利 之	横浜市総合リハビリテーションセンター 顧問
うえ はら あきら 上 原 朗	千葉県障害者相談センター 所長
かし もと おさむ 榎 本 修	宮城県リハビリテーション支援センター 所長
きみ づか まもり 君 塚 葵	心身障害児総合医療療育センター 所長
くろ だ だいじろう 黒 田 大治郎	神戸学院大学総合リハビリテーション学部社会リハビリテーション学科 教授
さか もと よう いち 坂 本 洋 一	和洋女子大学 教授
す わ もと 諏 訪 基	国立身体障害者リハビリテーションセンター研究所 所長
み かみ まさ ひろ 三 上 真 弘	学校法人帝京大学医学部リハビリテーション科 教授
もり もと しょう じ 森 本 正 治	大阪電気通信大学 医療福祉工学部 医療福祉工学科 教授
やま うち しげる 山 内 繁	早稲田大学人間科学学術院 特任教授

○ 補装具第Ⅱ類評価検討会

・検討事項：

- ① 義肢装具以外（座位保持装置含む）の補装具の種目見直しや価格変更等に関すること。
- ② その他、義肢装具以外の補装具に関すること。

（五十音順、敬称略）

メンバー（案）	役 職 名
い とう とし ゆき 伊 藤 利 之	横浜市総合リハビリテーションセンター 顧問
かし もと おさむ 榎 本 修	宮城県リハビリテーション支援センター 所長
くろ た だいじろう 黒 田 大治郎	神戸学院大学総合リハビリテーション学部社会リハビリテーション学科 教授
さか もと よう いち 坂 本 洋 一	和洋女子大学 教授
す わ もとい 諏 訪 基	国立身体障害者リハビリテーションセンター研究所 所長
た うち ひかる 田 内 光	国立身体障害者リハビリテーションセンター病院第二機能回復訓練部 部長
なか むら けん りゅう 中 邑 賢 龍	東京大学先端科学技術研究センター 教授
の た とおる 野 田 徹	東京医療センター感覚器センターリハビリテーション研究部 部長
みや た ひろ よし 宮 田 広 善	全国肢体不自由児通園施設連絡協議会 会長
やま うち しげる 山 内 繁	早稲田大学人間科学学術院 特任教授

「補装具評価検討会」の公開等に関する取扱いについて

1 審議会等の公開・非公開

平成11年4月27日の閣議において決定された「審議会等の整理合理化に関する基本的計画について」により、原則として会議又は議事録を公開することとされたところである。ただし、行政処分、不服審査、試験等に関する事務を行う審議会等で、会議、議事録等を公開することにより、当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合は、非公開とすることができるとされている。

2 本検討会の取扱い

(1) 本検討会は、補装具の種目や価格について、特定の民間事業者から申請のあったものに対して審査を行う検討会であること。

(2) 検討過程において、個別の企業名及び個別の品名等について意見又は評価等が述べられることとなることから、個別企業の評価等に係る風説となりかねず、当該企業及び当該企業の属する市場に大きな影響を与えるおそれがあるとともに、各検討会出席者の率直な発言、意見交換を妨げるおそれもあること。

以上のことから、本検討会においては会議等については非公開とする。

ただし、「議事録等を速やかに公開することを原則とし、議事内容の透明性を確保する」という閣議決定を考慮し、議事録の要旨について、座長の了解を得た後に公開することとする。